

番 号 : 180427
国 名 : キルギス共和国
担当部署 : 東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課
件 名 : 保健セクター情報収集・確認調査（医療機材・病院管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 医療機材・病院管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年1月上旬から2019年2月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.6M/M、現地 1M/M、合計 1.6M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 30日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月5日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018 年 12 月 20 日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	医療機材・病院管理に係る各種業務
対象国／類似地域：	キルギス共和国／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

キルギス共和国（以下、キルギス）は、人口 620 万人（2017 年）を擁する一人当たり国民総所得（GNI）1,130 米ドル（世銀 2017 年）の低所得国である。旧ソ連時代には、社会主義の下で一定水準の保健サービスを提供していたが、独立に伴い保健分野に係る予算が不足し、質・量ともにサービスの低下を招いた。その後、多数のドナーが母子保健分野を中心に支援を行った結果、乳児死亡率や 5 歳未満児死亡率は大幅に改善し、また、GDP に占める保健分野の総支出は 2000 年の 4.4% から、2014 年には 8.2% まで着実に増加している（Health Nutrition and Population Statistics）。しかしながら、引き続き医療人材の流出（特に地方部における人材不足）が深刻であると共に、医療施設・機材の老朽化や高い HIV 感染率等、キルギスの保健セクターが抱える課題は多い。

保健分野におけるキルギス政府の政策枠組みとしては、2012 年～2018 年の国家保健プログラム「Den Sooluk」を実施中であり、セクターワイド・アプローチに沿って、循環器疾患、母子保健、結核や HIV への対策を最優先分野とし、マルチ・二国間ドナーの支援を受けつつ改革を行っている。また、現在、世界保健機関（World Health Organization : WHO）の支援の下、次期国家保健プログラムの制定作業を行っており、2018 年中に政府承認される見込みである。

JICA は過去にベーシック・ヒューマン・ニーズ(Basic Human Needs)への支援を重点分野とし、キルギスの保健セクターに対し、小児、母子保健、地方医療における医療機材整備を目的とした無償資金協力及びそのフォローアップを実施してきたが、近年は「農業・ビジネス振興」や「運輸インフラ整備」を重点分野として協力を実施しており、保健セクターへの協力は実施していない。他方、2019 年度に予定される日本政府の国別開発協力方針の改訂に合わせ、本年度、JICA 国別分析ペーパーの改訂を行う予定であり、キルギス政府から協力を強く求められていること（2018 年 6 月の JICA 理事長訪問時に大統領から、保健財政や病院経営を含む保健医療システム改善にかかる要請があった）や上述した課題が多々あること等を踏まえ、新たな協力分野として同セクターを追加することを検討中である。

このため、本年 9 月に、今後の同セクターへの協力可能性について確認するべく、JICA 国際協力専門員（保健分野）による予備調査を行った結果、非感染性疾患対策、医療施設・機材整備、病院管理の分野で協力の優位性が高い点が判明している。そのうち、医療機材に関しては、キルギスの殆どの病院が旧ソ連時代に建設されたものであり、医療機材もその際に購入されたものが大半であるため、老朽化が進んでいる。他方で、新規の機材を購入した際も予算不足及び、故障した際の修理を担う民間企業の不在、予防的なメンテナンスの不足等、メンテナンス体制に大きな問題があるとされる。病院管理に関しては、少ない予算の中で十分な体制整備・環境整備を行っている病院はまれであり、また手術室・集中治療室等の清潔・準清潔区域としての管理や

院内感染対策が不十分であるとの問題が指摘されている。

上記状況を踏まえ、本調査は、キルギス保健セクターにおける医療機材及び病院管理に関する現状・課題・ニーズ等の基礎情報の収集・分析及び今後の当該分野における日本による協力可能性の提案（我が国に比較優位のある技術・人材や民間企業との連携可能性等に関する情報収集を含む）を目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、JICA東・中央アジア部及びキルギス事務所担当職員等と協議・調整しつつ、キルギスの保健セクターにおける医療機材・病院管理（人材育成面での現状、課題分析を含む）に係る以下の調査を行う。なお、本業務とは別に

「非感染性疾患対策」分野の調査団員を派遣予定であり、同団員と協力しつつ現地業務を行うと共に、同団員の業務に有用とみなされる情報等については積極的に共有すること。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2019年1月上旬～中旬）

- ①キルギスの保健セクター、特に医療機材・病院管理に関する国家政策・財政、他ドナーの動きに関する動向の情報・データを整理・分析・検討する。
- ②現地調査項目を整理し、現地調査における対処方針（案）及び本業務に係るワークプラン（案）を作成する。
- ③対処方針会議等の関連する各種事前会議に参加する。
- ④調査報告書（案）の目次構成を整理する。

(2) 現地業務期間（2019年1月中旬～2月中旬）

- ① JICA キルギス事務所との打ち合わせを行う。
- ② キルギス保健省に対して、ワークプランを基に、本調査の趣旨を説明する。
- ③ 保健省を訪問し、下記の情報を収集・レビューする
 - (ア)担当業務分野に関する現在の国家保健プログラム「Den Sooluk」の現状・課題及び現在策定中の後継プログラムにおける医療機材・病院管理分野に関する目標
 - (イ)医療機材・病院管理に関する個別の計画の有無、その現状、課題（財政面を含む）
 - (ウ)一次から三次での各リファレルにおける機材整備・病院管理の現状・問題点
 - (エ)地方における相違点・問題点（地方政府と中央政府の役割分担を含む）
- ④ 機材整備・病院管理分野に支援を行っている他ドナーの支援状況について、最新の情報を整理・分析する。特に、今後5年間（2018年～2023年頃まで）の支援分野や投入予定金額等、可能な限り動向を把握するよう努める。
- ⑤ 上記③、④を踏まえ、首都・地方の病院（首都3か所、キルギス北部2州、キルギス南部2州が目安）を視察し、現状を分析する。その際地方の一次・二次レベルの状況を可能な限り調査し、国内における地域間格差についても考慮すること
- ⑥ 上記①～⑤の調査結果を踏まえて、現地業務結果報告書の作成を行う。なお本報告書の作成に当たっては、各ドナーとキルギス政府が実施している関連

プロジェクト等について記載すること。また、医療機材・病院管理分野における今後の日本による協力可能性（具体的に想定される支援案）についても提案すること。

- ⑦ 現地業務結果報告書について JICA キルギス事務所やキルギス保健省に対して説明を行う。

(3) 帰国後整理及び業務完了報告書作成・提出（2019年2月中旬～下旬）

- ① 現地調査結果を踏まえ提案された、日本による協力可能性のある事業内容に
関し、国際的な優位性を有している企業に対してヒアリングを行い、業務完
了報告書（案）を作成し、JICAに提出する。
- ② 業務完了報告書（案）をもとに、今後の協力の方向性について、JICA関係部
署との協議に参加し、意見交換を行う。
- ③ 上記②の結果を踏まえ、業務完了報告書（案）を再修正し、JICAの確認を経
た上で最終化し、提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（和文、英文、それぞれ電子データのみ）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために、現地業務期
間開始までに作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（和文、英文、それぞれ電子データのみ）
現地業務期間終了時に、現地関係者に現地業務の結果（業務の具体的な内容及
びそれぞれの達成状況）を共有するためのもの。
- (3) 業務完了報告書（和文2部、英文2部、簡易製本版及び電子データ）
本調査の完了を確認するためのもの。記載項目（案）は以下のとおり。
 - (ア) 業務の具体的な内容及びそれぞれの達成状況
 - (イ) キルギス共和国の保健セクターの医療機材・病院管理（人材育成面を
含む）に関する現状
 - (ウ) 各ドナーによる支援状況・課題と今後の計画
 - (エ) (ア)～(ウ)を踏まえ、JICA支援の優位性のある分野の提案
 - (オ) 今後対応すべき追加調査項目（あれば）
 - (カ) その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガ
イドライン」

（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照
願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

航空賃については、成田（日本）～モスクワ（ロシア）～ビシュケク（キル
ギス）を標準経路とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は 2019 年 1 月 14 日～2 月 12 日を予定していますが、1 月上旬～2 月下旬の間で変更の可能性があります。またほかのコンサルト団員(非感染性疾患対策)が、同時に現地調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

本業務に関する調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 医療機材・病院管理（本コンサルタント）

イ) 非感染性疾患対策（コンサルタント・別公示）

③便宜供与内容

JICAキルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり

ウ) 車両借上げ

移動車両の手配

エ) 通訳傭上

通訳（ロシア語・英語）の提供

オ) 資料翻訳手配

現地で入手した資料の英語への翻訳手配

カ) 現地日程のアレンジ

アレンジの支援を行います

キ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が以下のウェブサイトで公開されています。

・ World Health Organization Kyrgyzstan

<http://www.who.int/countries/kgz/en/>

・ 2013～2017年間国家持続可能発展戦略

http://www.un-page.org/files/public/kyrgyz_national_sustainable_development_strategy.pdf

・ 2018～2022年間開発プログラム「統一・信頼・創設」

http://www.un-page.org/files/public/the_development_program_of_the_kyrgyz_republic_for_the_period_2018-2022.pdf

② 本業務に関連する資料(国際協力専門員の予備調査、キルギス事務所作成資料)を東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課 (TEL : 03-5226-6691) にて配布します。

- ③ 本契約に関する以下の資料を調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（[prt1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：
- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAキルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイド（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上